

令和7年分 紙と所得者の基礎控除申告書 兼 紙と所得者の配偶者控除等申告書 兼 紙と所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書

所轄税務署長	給与の支払者の 名稱(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名	記載のしかたはこちら
	※この申告書の提出を受けた給与の支払者(個人を除きます)が記載してください。		
税務署長	給与の支払者の 法 人 番 号		基・配・ 特・所
	給与の支払者の 税 務 署 所 在 地 (住 所)	あなたの住所 又 は 居 所	

◆ 紙と所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 紙と所得		円
(2) 紙と所得以外の所得の合計額		円

あなたの本年中の合計所得金額の見積額
(1)と(2)の合計額) 円

○ 控除額の計算

□ 132万円以下	95万円	(A)	区分 I
□ 132万円超 336万円以下	88万円		
□ 336万円超 489万円以下	68万円		
□ 489万円超 655万円以下	63万円		
□ 655万円超 900万円以下	58万円		基礎控除の額
□ 900万円超 950万円以下	(B)		
□ 950万円超 1,000万円以下	58万円	(C)	
□ 1,000万円超 2,350万円以下	48万円		
□ 2,350万円超 2,400万円以下	32万円		
□ 2,400万円超 2,450万円以下	16万円		
□ 2,450万円超 2,500万円以下			※「区分 I」及び「基礎控除の額」欄は「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

◆ 紙と所得者の特定親族特別控除申告書 ◆

○ 特定親族の氏名等 (注)「特定親族」に該当するかは、裏面の3-1の(1)をご確認ください。

(フリガナ) 特定親族の氏名		特定親族の個人番号	あなたとの続柄	特定親族の生年月日 (平15.1.2生~平19.1.1生)	あなたと特定親族の住所又は居所が異なる場合の特定親族の住所又は居所		非居住者である特定親族 生計を一にする事実	特定親族の本年中の 合計所得金額の見積額	特定親族特別控除の額
1				平成 年月日				円	円
2				平成 年月日				円	円

○ 控除額の計算

特定親族の本年中の合計所得金額の見積額	58万円超85万円以下	85万円超90万円以下	90万円超95万円以下	95万円超100万円以下	100万円超105万円以下	105万円超110万円以下	110万円超115万円以下	115万円超120万円以下	120万円超123万円以下
控除額	63万円	61万円	51万円	41万円	31万円	21万円	11万円	6万円	3万円

※「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆ あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合は、記載する必要はありません。

要件 (注)1	<input type="checkbox"/> あなた自身が特別障害者 ^{(注)2} (右の★欄のみを記載)	☆扶養親族等	(フリガナ) 同一生計配偶者又は扶養親族の氏名	左記の者の個人番号	左記の者の生年月日 明・大・昭 年 月 日 平・令	あなたと左記の者の住所又は居所が異なる場合の左記の者の住所又は居所	左記の者の左記の者の本年中の 合計所得金額の見積額	特別障害者に該当する事実
	<input type="checkbox"/> 同一生計配偶者 ^{(注)2} が特別障害者 (右の☆欄及び★欄を記載)							
	<input type="checkbox"/> 扶養親族 ^{(注)2} が特別障害者 (右の☆欄及び★欄を記載)							
	<input type="checkbox"/> 扶養親族が年齢23歳未満(平15.1.2以後生) (右の☆欄のみを記載)							
※「要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェックを付け記載することで差し支えありません。 2「特別障害者」、「同一生計配偶者」及び「扶養親族」に該当するかは、裏面の4-1の(4)をご確認ください。								

◎この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

◆各申告書の記載に当たってのご注意◆

1 これらの申告書は、令和7年12月1日以後に行う年末調整において基礎控除、配偶者（特別）控除、特定親族特別控除又は所得金額調整控除の適用を受けようとする場合に、令和7年の最後に給与の支払を受ける日の前日までに、給与の支払者（2以上の給与の支払者から給与の支払を受ける場合には、主たる給与の支払者（「扶養控除等申告書」を提出した給与の支払者））に提出してください。

（注）あなたの年末調整の対象となる給与の収入金額が2,000万円を超える場合には、年末調整は行われません。

2 「基礎控除申告書」及び「配偶者控除等申告書」は、次の場合に応じて記載してください。

(1) あなたの本年中の合計所得金額の見積額が1,000万円以下で、かつ、配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が133万円以下である場合は、「基礎控除申告書」、「配偶者控除等申告書」の順に記載してください。

(2) 上記(1)以外で、かつ、あなたの本年中の合計所得金額の見積額が2,500万円以下である場合は、「基礎控除申告書」のみ記載してください（「配偶者控除等申告書」を記載する必要はありません。）。

3 「特定親族特別控除申告書」は、年末調整において特定親族特別控除の適用を受けようとする場合に記載してください。

4 「所得金額調整控除申告書」は、年末調整において所得金額調整控除を受けようとする場合に記載してください。

なお、あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下である場合又は「所得金額調整控除申告書」の「要件」欄の各項目のいずれにも該当しない場合には、所得金額調整控除を受けることはできません。

5 「配偶者控除等申告書」、「特定親族特別控除申告書」及び「所得金額調整控除申告書」の「個人番号」欄については、一定の要件の下、マイナンバー（個人番号）の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。

6 非居住者^(注)である親族について配偶者（特別）控除又は特定親族特別控除を受けようとする場合は、その親族に係る「親族関係書類」及び「送金関係書類」を提出し、又は提示する必要があります。詳しくは、国税庁ホームページに掲載している「非居住者である親族について扶養控除等の適用を受ける方へ」をご覧ください。

（注）「非居住者」とは、国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有しない個人をいいます。



非居住者である親族について
扶養控除等の適用を受ける方へ

各申告書の合計所得金額について

各申告書の「本年中の合計所得金額の見積額」欄の記載に当たっては、国税庁



ホームページに掲載している「合計所得金額の計算について」をご参照ください。

合計所得金額の計算について

◆給与所得者の基礎控除申告書◆

1-1 申告についてのご注意

あなたの本年中の合計所得金額の見積額が2,500万円を超える場合には、基礎控除の適用を受けることができません。

1-2 記載についてのご注意

「あなたの本年中の合計所得金額の見積額((1)と(2)の合計額)」欄により計算した合計所得金額の見積額に基づき「判定」欄にチェックを付け、その該当する控除額（95万円、88万円、68万円、63万円、58万円、48万円、32万円又は16万円）を「基礎控除の額」欄に記載してください。

なお、「判定」欄にチェックを付けた項目が(A)～(C)に該当する場合は、その該当する区分（A～C）を「区分I」欄に記載してください（「配偶者控除等申告書」を記載する必要が無い場合は、「区分I」欄の記載は必要ありません。）。

◆給与所得者の配偶者控除等申告書◆

2-1 申告についてのご注意

(1) あなたの本年中の合計所得金額の見積額が1,000万円を超える場合又はあなたの配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が133万円（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が2,015,999円）を超える場合には、配偶者（特別）控除の適用を受けることができません。

(2) あなたの配偶者が、あなた以外の所得者の扶養親族若しくは特定親族とされる場合、青色事業専従者として給与の支払を受ける場合又は白色事業専従者に該当する場合には、配偶者（特別）控除の適用を受けることができません。

(3) 夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

2-2 記載についてのご注意

(1) 「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額((1)と(2)の合計額)」欄により計算した合計所得金額の見積額に基づき「判定」欄にチェックを付け、その該当する区分（①～④）を「区分II」欄に記載してください。

(2) 「基礎控除申告書」の「区分I」欄（A～C）及びこの申告書の「区分II」欄（①～④）にそれぞれ記載した区分を「控除額の計算」の表に当てはめて求めた控除額を「配偶者控除の額」欄又は「配偶者特別控除の額」欄に記載してください。

（注）「基礎控除申告書」の「区分I」欄が(A)～(C)に該当しない場合や「配偶者控除等申告書」の「区分II」欄が①～④に該当しない場合は、配偶者（特別）控除の適用を受けることはできません。

(3) 非居住者である配偶者について配偶者（特別）控除の適用を受ける場合には、「非居住者である配偶者」欄に○印を付け、「生計を一にする事実」欄に本年中にその配偶者に送金等をした金額の合計額を記載してください。

◆給与所得者の特定親族特別控除申告書◆

3-1 申告についてのご注意

(1) 「特定親族」とは、あなたと生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で合計所得金額が58万円超123万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が123万円超188万円以下）の人をいいます。

(2) あなたの親族が、2人以上の所得者の特定親族に該当する場合には、その親族は、これらの所得者のうちいずれか1人の特定親族にのみ該当するものとみなされます。この他にも特定親族特別控除の適用を受けることができない場合がありますので、国税庁ホームページに掲載している「記載のしかた」をご確認ください（この申告書表面の二次元コードからもご確認いただけます。）。

3-2 記載についてのご注意

(1) 「特定親族の本年中の合計所得金額の見積額」欄に記載した金額を「控除額の計算」の表に当てはめて求めた控除額を「特定親族特別控除の額」欄に記載してください。

(2) 非居住者である親族について特定親族特別控除を受ける場合には、「非居住者である特定親族」欄に○印を付け、「生計を一にする事実」欄に本年中にその親族に送金等をした金額の合計額を記載してください。

◆所得金額調整控除申告書◆

4-1 申告についてのご注意

(1) あなたの年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合には、所得金額調整控除を受けることができません。

(2) 所得金額調整控除には、夫婦共働き世帯のように同じ世帯に所得者が2人以上いる場合において、特別障害者や扶養親族1人ごとに、同一世帯内のいずれか1人の所得者にのみ適用されるという制限がありません。したがって、夫婦ともに給与の収入金額が850万円を超えており、夫婦の間に年齢23歳未満の扶養親族である子が1人いるような場合には、その夫婦双方が、この控除を受けることができます。

(3) 年末調整における所得金額調整控除の額については、主たる給与の支払者（「扶養控除等申告書」の提出を受けた給与の支払者）が計算することになります（最大15万円）。

(4) 所得金額調整控除申告書の注2の用語の説明は次のとおりです。

イ 特別障害者

次のいずれかに該当する人をいいます。

① 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人

② 精神保健指定医などから重度の知的障害者と判定された人

③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人のうち、障害等級が1級の人

④ 身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている人のうち、障害の程度が1級又は2級の人

⑤ 戰傷病者手帳の交付を受けている人のうち、障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第三項症までの人が

⑥ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人

⑦ 常に就床を要し、複雑な介護を要する人

⑧ 精神又は身体に障害のある年齢65歳以上（昭和36年1月1日以前生）の人で、その障害の程度が①、②又は④に該当する人と同程度である人として市町村長、特別区の区長や福祉事務所長の認定を受けている人

ロ 同一生計配偶者

あなたと生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）

で、本年中の合計所得金額の見積額が58万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が123万円以下）の人をいいます。

ハ 扶養親族

あなたと生計を一にする親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、本年中の合計所得金額の見積額が58万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が123万円以下）の人をいいます。

なお、児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子や老人福祉法の規定により養護を委託されたいわゆる養護老人で、あなたと生計を一にし、本年中の合計所得金額の見積額が58万円以下の人も扶養親族に含まれます。

4-2 記載についてのご注意

(1) 所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」欄の該当する項目にチェックを付け、その項目に応じて「☆扶養親族等」欄及び「★特別障害者」欄にその該当する者について記載してください（該当者が複数人いる場合は、いずれか1名を記載することで差し支えありません。）。

(2) 「★特別障害者」欄の「特別障害者に該当する事実」欄には、障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度（障害の等級）などの特別障害者に該当する事実を記載してください（特別障害者に該当する人が「扶養控除等申告書」に記載している特別障害者と同一である場合には、特別障害者に該当する事実の記載に代えて「扶養控除等申告書のとおり」にチェックを付けることで差し支えありません。）。